

検察官について公務員法の特例を認める必要ある理由 (階三三三の入稿)

一、日本國憲法及び裁判所法等の責意にらりて司法権の完全を確保され、裁判官の地位が充分に保障されるに至つた結果、「裁判官の報酬等の庶民的措置に關する法律」にらりて裁判官は一般の行政官吏に比べ、特に厚い待遇が與へられるという理念が明示されたのである。

廣く、裁判制度が公正活潑に運営されるため、裁判の前提である檢察の制度が確立され、檢察官の地位と職責の公正が廣く担保されねばならぬことは、申すまでもないことと、これが爲め、檢察官は裁判官と同様に、その身分を保障される(檢察廳法第二十五條)反面に於て、(一)執行行政官吏よりも(一)層嚴格な任用資格の制限(同法第一八條乃至第二〇條)(二)職務審査(同法第二三條)を受けると共に、司法大臣と雖も、個々の事件の取調又は処分については、(一)一般の檢察官に對して直接指揮することゝ禁止され(同法第一四條)て居るのである。

然れども檢察官の職務は、「公務官」として法律に總て正邪曲直を判断し、準裁判的を起訴し、不起訴の処分を行うものであり、(同法第四條)この職責から見れば、檢察官は形式的には行政官であるにも拘らず、實質的には一般の行政官吏と異なる性格を持ち、「準司法官」といはねばならぬのである。(後掲英國判例參照)

加之、檢察官は檢察廳長、次長、検事長、検事及び副検事の五種類の官に分れて居り、(同法第二條)檢察官の大多数を占める検事には、檢察制度の機構上、檢察廳事務

を統掌に於て、地方檢察廳の検事正、高等檢察廳及び地方檢察廳の次長、検事及び次長、區檢察廳の上級檢察官等特殊な職權が設けられて居るが、個々の檢察官はこれに獨立した國家機關であり、(一)一般の行政官廳が次長の下に數人の局長を置き、各局長の下に更に數人の課長があるやうに、「Directorate」型に組織され居るのとは、全く趣き異にして居るのである。

二、檢察官が「準司法官」として、以上の如く公権と職責を擔ひ、特殊な檢察體制を擔負して居る點から見れば、檢察官は公務員法に「一般」に合致して居るわけではなく、その地位等につき、(一)一般の行政官吏とは異なる特別の措置を定めて置かれるべきであると同時に、檢察官の待遇につき、(一)特別給としてある裁判官に準ずるものと、(一)法律を以て特別の待遇を定める(同法第二條)の趣意があるといはねばならぬ。これら公務員法の附則に檢察官の特例を設けた理由である。

三、尚、裁判のための、米國の副を附言すれば、米國の檢察官は特別の職と觀念され居り、連邦に於ては、検事の職務及び身分等は、聯邦法で特別に定められて居り、(一)一般官吏に適用される「準司法官」の地位を、予り少くも、米國の副に準ずるものと見做され居り、各州は亦同様のである。

出典：国立公文書館デジタルアーカイブ「芦田内閣閣議書類（その2）昭和23年4月2日～昭和23年4月30日」

のうち件名「検察官について公務員法の特例を認める必要ある理由」より階猛事務所作成

令和2年4月10日（金）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム）

読替後

(定年による退職の特例)

第八十一條の七 任命権者は、定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があるとき、同項の規定にかかわらず、当該職員が定年に達した日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該職員が定年に達した日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、検察庁法第二十二條第五項又は第六項の規定により次長検事又は検事長の官及び職を占めたまま勤務をさせる期限の設定又は延長をした職員であつて、定年に達した日において当該次長検事又は検事長の官及び職を占める職員については、引き続き勤務させることについて内閣の定める場合に限るものとする。

一 前条第一項の規定により退職すべきこととなる職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として内閣が定める事由

読替前

(定年による退職の特例)

第八十一條の七 任命権者は、定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があるとき、同項の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第八十一條の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている職員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事院の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えないことできない。

一 前条第一項の規定により退職すべきこととなる職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

二 (適用しない)

② 任命権者は、前項本文の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項第一号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、内閣の定めるところにより、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該職員が定年に達した日(同項ただし書に規定する職員にあつては、年齢が六十三年に達した日)の翌日から起算して三年を超えることができない。

③ 前二項に定めるもののほか、これらの規定による勤務に関し必要な事項は、内閣が定める。

二

二 前条第一項の規定により退職すべきこととなる職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の退職により、当該職員が占める官職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

② 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事院の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して三年を超えることができない。

③ 前二項に定めるもののほか、これらの規定による勤務に関し必要な事項は、人事院規則で定める。